

⑤役員等報酬規程

社会福祉法人 豊光福祉会 役員等 報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 豊光福祉会（以下「当法人」という。）定款第9条及び

第23条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

（役員報酬）

第2条 当法人の役員及び役員等の報酬は支給しないものとする。

（費用弁償）

第3条 役員及び役員等が、理事長の指示又は理事会の委任を受け下記の法人業務を行う場合、次の通り費用を弁償する。ただし、施設長等の施設職員が役員、役員等の場合は支給しない。

（1）理事会及び評議員会等に出席した場合の費用弁償

区 分	1日当たりの額
住所地が豊前市内にある者	2000円
そのたの者	2500円

（2）監事が、監査をした場合の費用弁償

区 分	1日当たりの額
住所地が豊前市内にある者	2000円
そのたの者	2500円

2 交通費の実費が、上記の費用弁償額を超える場合は、当法人の旅費規程に基づき、その実費相当額を別途支払うことができる。

（改廃）

第4条 本規程は、評議員会の議決を経て、改廃することができる。

附

則

この規程は、平成29年 4月1日より施行する。